処　分　基　準

令和元年１２月１４日作成

法　　令　　名：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項：	第２５条第２項第３号
処 分 の 概 要：	自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令
原権者（委任先）：	福井県公安委員会
法 令 の 定 め：	○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・　第３条（第７号及び第８号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・　第４条（認定） ・　第５条第３項（認定拒否の通知） ・　第７条第１項（認定の取消し）
処　分　基　準：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２４条第１項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先：	福井県警察本部交通部交通企画課企画指導係 （電話　０７７６－２２－２８８０　内線５０２２、５０２３）
備　　考：	